



IATA危険物規則書 49 版（英語版）の補遺その 2（訂正版）Addendum II（Corrected Version）

2008年6月16日揭示

2008年1月1日より発効となった第49版 IATA 危険物規則書について、IATA から6月16日に第2回の変更点（Addendum II）の通知があり、その後 Addendum II の Corrected Version（訂正版）が送信されてきました。下記に追加点、変更点、訂正箇所を記しますので注意をして下さい。これらの変更点は直ちに有効となります。

適宜、変更点および訂正箇所は「網掛け表示」もしくは「二重取り消し線」を付して変更箇所・訂正箇所が容易に分かるようにしてあります。

Section 2.9.4 運航者例外規定の新設もしくは変更

AY-02 (Finnair) 訂正

AY-02 – 2.4 項で免除されている危険物を含め、本規則に定義されている危険物の航空郵便としての輸送は受け付けられない。この要件に対する唯一の例外は 2.4.2 (b) ~~(a)~~ に該当する患者の検体のみである。

AY-04 新設

AY-04 – 単一容器で液体の危険物を収納したものは、例えば、適切なサイズの木製の板により容器の天地を保護するようなオーバーパックがされていないかぎり輸送目的の受託はしない。

KZ (Nippon Cargo Airlines) 変更

KZ-04 ~~1個のULDに収納して輸送出来る磁性物質の最大純重量は 2,000 kg までである。~~
UN2807 Magnetized material に関し、磁性物質の純重量（磁石そのものの重量）は危険物申告書の Additional Handling Information の欄に記入されていなければならない。磁性物質の最大純重量（磁石そのものの重量）は1包装当たり 2,000 kg を超えてはならない。（包装基準 902 参照）

LX (Swiss International) 変更

LX-05 荷送人は輸送されている個々の危険物の危険性および性質についての知識を持ち、事故の際にとらなければならない処置について熟知している個人もしくは企業の 24 時間対応の緊急電話番号を提供しなければならない。この電話番号には、国コード、地域コードが含まれ、かつ、“Emergency Contact”もしくは“24-hour number”という文字が先行し、危険物申告書の、希望としては“Handling Information”欄に、記入されていなければならない。

い。

荷送人の危険物申告書を必要としない貨物については24時間対応の緊急電話番号は不要である。

US (US Airways) 変更

US-01 貨物で本規則に記されている物件もしくは物質を含むもの、またアメリカ運輸省の危険物規則ならびにその改訂書に記されている物件もしくは物質を含むものは、貨物としての輸送の受託を拒否する。但し、上記規則書に制限品でなくリストされているものは貨物としての輸送の受託は、下記を除き、拒否される。

- ・ 物件または物質が前記規則書に制限品としてではなく記録され、かつ、規制されていないと明らかにされているもの、
- ・ 固形二酸化炭素(ドライアイス)で個々の包装物に4.4ポンド(2.0 kg)もしくはそれ以下の数量で非危険物を冷やしているもの、
- ・ Envirotainer – ULD 機器を使用しドライアイスで非危険物を冷却しているもの
- ・ US Airways 社の社用品で航空機の修繕部品であるもの

Section 4

Pg. 134 – 4.1.3.2 を下記のように差し替える。

4.1.3.2 2つ以上の危険性を持つ混合物および溶液

4.1.3.2.1 別段の規定のないかぎり、物質で危険物リストに記載されているものについて一つ又は一つ以上の危険物が少量含まれているか、もしくは含まれている痕跡を示すものは、当該物質に当てはまる国連番号ならびに正式輸送品目名を割り当てなければならない。ただし、下記の場合に適合する時は、その限りではない。

- (a)混合物が本規則にその名称で特に識別されている場合
- (b)本規則書の記載が特に純粋な物質に限ると限定されている場合
- (c)混合物の危険性の分類もしくは区分、物理的な状態、もしくは包装等級が純粋な物質の分類・区分・包装等級と異なる場合、もしくは
- (d)緊急事態に対処する方法が著しく異なる場合

4.1.3.2.2 4.1.3.2.1 に規定されているほか、二つ以上の危険物を含んでいる混合物もしくは溶液は、リストに記載されているかどうかを問わず、最も正確に表す n.o.s.の正式輸送品目名を選択し、危険性の断定に最も寄与している危険物の上位2種類までの技術名をカッコに入れて付記しなければならない。この要件は、国法もしくは国際条約で内容を開陳してはならないと規制されている管理物件には適用しない。もし、副次危険性のラベルが必要な場合には、カッコ内に付記する危険物には副次危険性のラベルを必要とする原因物質の技術名を含めなければならない。限定する用語の“mixture”、“solution”の付記は適宜、望ましい。(3.10, 4.1.2.1(c) および 4.1.2.1(d) 参照)

Note:

分類の目的としては、内容物の個々の性質をチェックするよりも、混合物もしくは溶液の性質をチェックする必要がある。

Example 8: エンジン洗浄液 (Engine cleaning mixture) は危険物リストに掲載されていない。説明によると、gasoline と carbon tetrachloride の混合物であり、引火点 23 以下で、区分 6.1 (経口毒性) の性質も持っている。Table 3.10.A によれば、主危険性は Class 3 となり、副次危険性は Division 6.1 となる。従って、正式輸送品目名は **Flammable liquid, toxic, n.o.s. (Gasoline/Carbon tetrachloride mixture)** もしくは **Flammable liquid, toxic, n.o.s. (Gasoline/Carbon tetrachloride solution)** とすることが望ましい。

Section 5

Pg. 350 5.2.0.2 を下記のとおり修正する

5.2.0.2 危険物と直接接触するシリンダー及び密閉された超低温容器の部分品は、危険物により影響を受けたり、強度が弱まってしまったり、或いは、接触反応を起こしたり、危険物と化学反応を起こしたりするような危険な結果を生じてはならない。優先基準の高い関連する包装基準に明記されている要件に加えて ISO 11114-1:1997 および ISO 11114-2:2000 の適応する規定が守られていなければならない。UN1001 Acetylene, dissolved 及び UN3374 Acetylene, solvent free を収納するシリンダーについては、均等に分布された多孔性の物質が充填されていなければならない。当該多孔性物質は監督官庁が指定する要件及び試験方法を満たす種類のものであり、且つ、下に示す要件を満たすものでなくてはならない。

- (a) UN1001 においては、シリンダーと適合していて、アセチリン自体あるいはその溶液に対して有害もしくは危険な合成物を形成しないこと。
- (b) アセチリンの分解が拡散することを防止出来ること。

UN1001 においては、その溶液はシリンダーと適合していなければならない。

Pg. 352 – Packing Instruction 200 を下記のとおり修正。

包装基準 200 (Packing Instruction 200)

政府例外規定: BHG-02, CAG-17, USG-02/04/06/13/15

運航者例外規定: AM-02, AS-03, AV-04, BR-10, CI-01, CM-02, CO-02, CS-02, CZ-06, FX-02/13/15, HA-02, IJ-02, IR-06, KQ-04, LC-04, LY-04/05, MX-02, NW-02, SQ-03, TN-03, TU-02/03/04, UA-13, VN-06, XK-02

この包装基準は旅客機、貨物専用機および CAO として搭載される区分 2.1, 2.2 並びに、2.3 のガスに適用する。

シリンダーについては、5.0.2 項および 5.2.0 項の一般包装要件も満たさなければならない。
.....

ある種の物質については、Table 200.A および Table 200.B の特定包装要件 (Particular Packing Requirements) が特定のシリンダーの使用を禁止する場合もある。

下記の要件も守られなければならない。

1. UN 1013 Carbon dioxide および UN 1070 Nitrous oxide の輸送に使用するシリンダーは、圧力調整装置がついていなければならない。使用する国の然るべき官庁の特定要件があれば、その他のシリンダーにも圧力調整装置をつけなければならない。圧力調整装置の種類、減圧の設定、圧力調整装置の調整能力などについては、要請があれば、使用する国の然るべき官庁から特に指示がなければならない。シリンダーの枝分かかれは認めない。

2. Table 200.A と Table 200.B には次の事項を掲げてある

- (a) UN 番号 Table 6.4.A については物質の名称と説明
- (b) 毒性物質についてはその致死量(LC50)
- (c) シリンダーの定期的検査の最長試験期間
- (d) シリンダーの最低試験圧

(e) 高圧ガスについてのシリンダーの最大作業圧(数値が出されていない場合は、作業圧は試験圧の二分の三を超えてはならない)もしくは液化ガスおよび溶解ガスについては、試験圧に対する最大充填率

(f) 物質に対する特別規定

3. 下記のガスを含むガスの混合体はアルミニウム製のシリンダーに収納して輸送に供してはならない。但し、発地国政府の然るべき官庁が許可した場合を除く。

UN1037 Ethyl chloride

UN1063 Methyl chloride

UN1063 Refrigerant gas R40

UN1085 Vinyl bromide, stabilized

UN1086 Vinyl chloride, stabilized

UN1860 Vinyl fluoride, stabilized

UN1912 Methyl chloride and methylene chloride mixture

Note: 水棲動物の生命維持のための酸素の輸送については本規則書の 5.0.1.8 を守らなければならない。

TABLE 200.A		
圧縮ガス (6.4.1.1.5)		
UN 番号	試験期間	
	5 年	10 年
UN1071	X	
UN1002, UN1006, UN1046, UN1049, UN1056, UN1065, UN1066, UN1072, UN1954, UN1956, UN1957, UN1964, UN1971, UN2034, UN3156		X

Particular Packing Provisions (特定包装要件)

- すべての圧縮ガスについて作業圧力は試験圧力の 2 分の 3 を超えてはならない。
- UN1049, UN1957 について、鋼鉄のシリンダーを使用する場合、“H”マークの付いているもののみが許可される。の使用が許される。
- UN1072: アルミ合金製のシリンダーは
 - ・ 真鍮もしくはステンレス・スチール製のバルブのみが装備され、
 - ・ ISO 11621:1997 に従って清掃され、油で汚染されてはならない。
- UN1954, UN1956, UN1964, UN3156: シリンダーと付属部分の構造材質は内容物に適合するものであり、有害な、もしくは危険な化合物を生成する如き反応しないこと。試験圧力と充填率は 5.2.0.6 の関連する要件に従って計算されなければならない。危険な反応(例えば、重合もしくは分解)を生じないように必要な措置が執られなければならない。必要とあれば安定をさせたり、化学反応を抑制する要素を加えること。

Page 356 PI 200 を修正せよ。

特定包装基準

材料の互換性 (ガス類についてはISO 11114-1:1997 および ISO 11114-2:2000)

- (a) アルミ合金製のシリンダーは許されていない。使用禁止である。
- (b) 銅製のバルブは使用してはならない。使用禁止である。
- (c) 内容物と接触する金属部品は 65% 以上の銅が含まれていてはならない。
- (d) 鉄製のシリンダーを使用するときは、必ず”H”マークのあるものが許可される。